

諮問事項 1

広島県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画の策定について

1 趣旨

広島県後期高齢者医療広域連合第 2 次広域計画の計画期間は、「平成 22 年度から新制度創設までの間」としているが、次のような状況の変化があったため計画の見直しを行い、第 3 次広域計画を策定する。

- (1) 第 2 次広域計画策定時（平成 22 年 4 月）は、後期高齢者医療制度廃止法案が参議院本会議で可決されるなど国の後期高齢者医療制度見直しの動きを受けて、第 2 次広域計画は新たな医療制度の創設を前提とした内容となっている。

しかしながら、社会保障制度改革推進法に基づき社会保障制度改革国民会議が設置され、平成 25 年 8 月にその結論がまとめられ、後期高齢者医療制度については現行制度を基本とし必要な改善を行っていくこととし、同年 12 月に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立するなど現行制度の存続が決まった。

- (2) マイナンバー制度の導入など新たな施策に対応する必要がある。

2 審議状況

- (1) 平成 27 年度第 1 回運営審議会
第 3 次広域計画（案）について審議
- (2) 平成 27 年度第 2 回運営審議会
第 3 次広域計画の最終案について審議

3 今後の策定手続（地方自治法第 291 条の 7）

- (1) 広島県後期高齢者医療広域連合運営審議会の答申を受け、2 月開会予定の広域連合議会に議案を提出
- (2) 広域連合議会の議決後に広島県、各市町に送付するとともに広域連合のホームページにて公表

4 添付書類

資料 2-1 広島県後期高齢者医療広域連合第 3 次広域計画（案）